

●発表日：平成 29 年(2017 年)11 月 22 日

休日保育および土曜日集合保育の運営方法の変更について

現在、休日保育および土曜日集合保育を実施している山北保育園の廃止に伴い、実施園を変更します。また、受入対象児童を、これまでの「田原市立保育園に入園している児童」から、「田原市内の保育園及び認定こども園に入園している児童」とします。

I 実施園の変更

1 新しい実施園

- ・施設名 野田保育園
- ・所在地 田原市野田町公文 24 番地

2 新しい実施園での休日等保育開始日

- ・平成 30 年 3 月 31 日（土）から

3 野田保育園選定の理由

- ・市域の中心にあり、アクセスに優れるため
- ・休日等保育を行うことができる部屋があるため

II 受入対象児童の拡大

1 変更内容（対象児童）

- (旧) 田原市立保育園に入園している満 1 歳 6 か月以上就学前の児童
(新) 田原市内の保育園及び認定こども園に入園している～（以下同じ）

2 変更理由

- (1) 休日等保育を開始してから 1 年余りが経過し、運営が軌道に乗ってきたことにより、私立の保育園並びに認定こども園の児童を受け入れる環境が整ったため
(2) 市内の私立の保育園並びに認定こども園を対象に保護者アンケートを行ったところ、休日等保育の利用要望が多かったため

3 今後の予定

平成 29 年 11 月	利用案内、利用登録の受付
12 月	利用申込み（1 月分）の受付
平成 30 年 1 月	利用開始

(担当) 子育て支援課こども福祉係 課長補佐兼係長 伊東 電話(0531) 23-3513

※裏面：田原市休日保育及び土曜日集合保育の概要

参考 田原市休日保育及び土曜日集合保育の概要

1 実施日

- (1) 休日（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日及び3日並びに12月29日から31日まで）
- (2) 土曜日

2 実施園

山北保育園（片浜町） → （平成30年3月31日から）野田保育園（野田町）

3 保育時間

午前7時30分から午後6時まで

4 対象児童

田原市に居住し、田原市内の保育園及び認定こども園※に入所している満1歳6か月以上小学校就学前までの児童 ※認定こども園は、2号・3号認定の児童

5 利用対象者

田原市に居住し、子ども・子育て支援支給認定を受け、かつ就労や傷病等により休日及び土曜日に家庭で保育ができない児童の保護者（就労証明などの保育を必要とする証明が必要）

6 事業開始日等

平成28年10月1日（土）	事業開始
平成30年1月1日（月）	私立保育園並びに認定こども園の受入れ
平成30年3月31日（土）	実施園の変更

7 利用定員及び利用料

- (1) 日曜日、祝日、年末年始

区分	利用定員（日）	利用料（日額）
3歳未満児	5人	2,100円
3歳以上児	20人	1,000円

- (2) 土曜日 無料（ただし、延長保育利用料が必要な場合あり）

8 その他

- (1) 様式は、市役所子育て支援課若しくは各保育園、認定こども園で配布
- (2) 昼食・おやつは利用者が持参